

第2委員会報告資料

報告第60号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について	・・・ P 1
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」 について ～新しい教育委員会制度の概要～	・・・ P 3
学校施設開放の見直しについて	・・・ P 9
学校給食費額の改定について	・・・ P 13
福岡市総合図書館新ビジョンの推進について	・・・ P 15
旧大名小学校跡地について	・・・ P 17

平成26年12月
教育委員会

報告第 60 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 6083 号 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報に ついては掲載しておりません	円 341,245	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 9 月 18 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 6084 号 学校給食費請求事件		341,245	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 9 月 18 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 6915 号 学校給食費請求事件		365,265	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 10 月 29 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 6916 号 学校給食費請求事件		365,265	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 10 月 29 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 7077 号 学校給食費請求事件		274,448	平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年 10 月 29 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 7078 号 学校給食費請求事件		274,448	平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年 10 月 29 日

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」 について ～新しい教育委員会制度の概要～

1 改正の趣旨

今回の改正は、教育の政治的中立性，継続性・安定性を確保しつつ，地方教育行政における責任体制の明確化，迅速な危機管理体制の構築，地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを目的として行われたものである。

改正法は平成 26 年 6 月 20 日に公布，平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

2 改正の主なポイント

(1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

〔目的〕・教育行政における責任体制の明確化

(2) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

〔目的〕・地方公共団体の長と教育委員会の相互連携の強化
・より一層民意を反映した教育行政の推進

(3) 教育に関する「大綱」を地方公共団体の長が策定

〔目的〕・地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化

3 改正の主な内容

(1) 新「教育長」について

① 新「教育長」の任命等

ア 教育長は，当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で，教育行政に関し識見を有するもののうちから，地方公共団体の長が，議会の同意を得て，任命する。

イ 教育長の任期は 3 年とする。

② 新「教育長」の職務

ア 教育長は，“教育委員会の会務を総理（※）”し，教育委員会を代表する。

（※）現行法における委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰」すること並びに現行法における教育長の職務である「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと及び「事務局の事務を統括し，所属の職員を指揮監督する」こと。

イ 教育長は、教育委員会の委員長に代わり、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

③ 新「教育長」の代理

ア 新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任する。

イ 職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第 25 条第 4 項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能である。

<参 考>

○ 改正法第 25 条第 1 項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

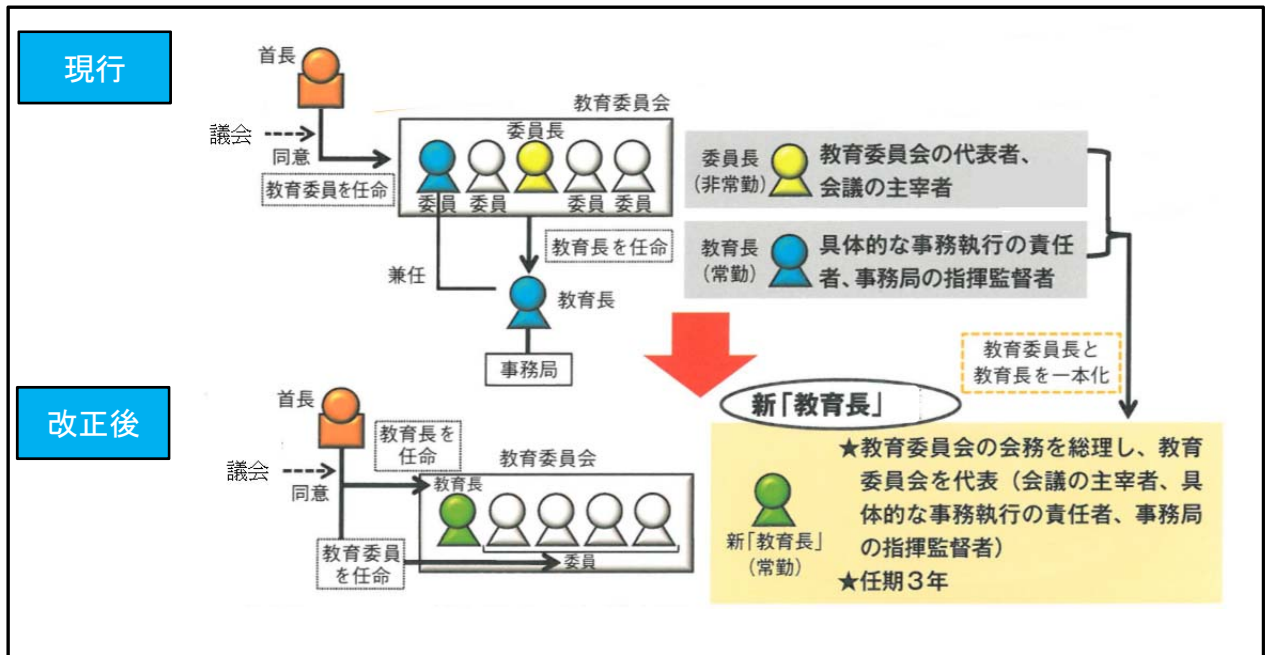
○ 改正法第 25 条第 4 項

教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

④ 改正法における経過措置

ア 現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は在職する。この場合には、教育委員会の委員長に係る規定等、現行法の一部の規定がなお効力を有することから、委員長の任期が満了となった場合には、改めて委員長を選任する等、適切な対応を行う必要がある。

イ 改正法の施行の日以後、旧教育長が在職している場合であって、当該教育長が委員としての任期満了となった場合には、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期も、同時に満了する。



	改正後	現行
	新「教育長」	教育長
・任命	地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。	当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。
・任期	3年	委員としての任期中（4年）
・服務	常勤	常勤（ただし、委員としては非常勤）
・職務等	教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。 教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
・教育委員会会議	新「教育長」が招集する。	—
	—	教育委員長
・選任		教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。
・任期		1年
・服務		非常勤
・職務		委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
・教育委員会会議		教育委員長が招集する。

(2) 総合教育会議について

① 会議の設置、構成員等

ア 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。

(※必要に応じ意見聴取者の出席を要請することができる。)

イ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。

② 会議における協議・調整事項

ア 教育行政の大綱の策定

イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置 など

③ 調整の結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

なお、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断する。

④ 会議の公開と議事録の作成及び公表

総合教育会議は原則公開とする。地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(3) 大綱の策定について

① 大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。

② 大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

③ 大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針などがある。

④ 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けることができるため、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

<参 考>

○ 教育基本法第17条第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

○ 教育基本法第17条第2項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

4 今後のスケジュール

当初議会	関係条例等の改正
平成27年4月1日	改正法の施行

学校施設開放の見直しについて

見直しの背景

平成22年度行政監査

- ① 校庭夜間開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直し
(不適切な事務処理, 実績のない会議への助成金支出等)
- ② 校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性の見直し
(第三者としての役割を果たしていない事例)
- ③ 学校体育館開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直し
(不適切な事務処理, 実績のない会議への助成金支出等)
- ④ 学校体育館開放事業等の申請手続きや窓口の統一化
(時間帯を重複した目的外使用許可)

事務処理の適正化

- ① 学校が行う団体審査(使用の可否, 有料・無料の判断), 減免の判断の誤り
- ② 施設使用料の未納
(校庭夜間開放→施設使用後に口座引落→口座振替不能の原因)
- ③ 体育館開放事業(無料)における受益者負担の必要性

課題解決策

抜本的な制度の見直し (build and scrap)

使用料条例改正

～施設利用時間帯をきめ細かに～

減免基準の改正

～有料の団体, 無料の団体を明確に～

事業(運営体制)の一元化

～従来の事業は, 全て廃止～
新たに『学校施設開放事業』を構築

事務処理適正化

～有料, 無料の判断の自動化～

校庭夜間開放指導員の廃止

～体育館と同様に自主管理へ～

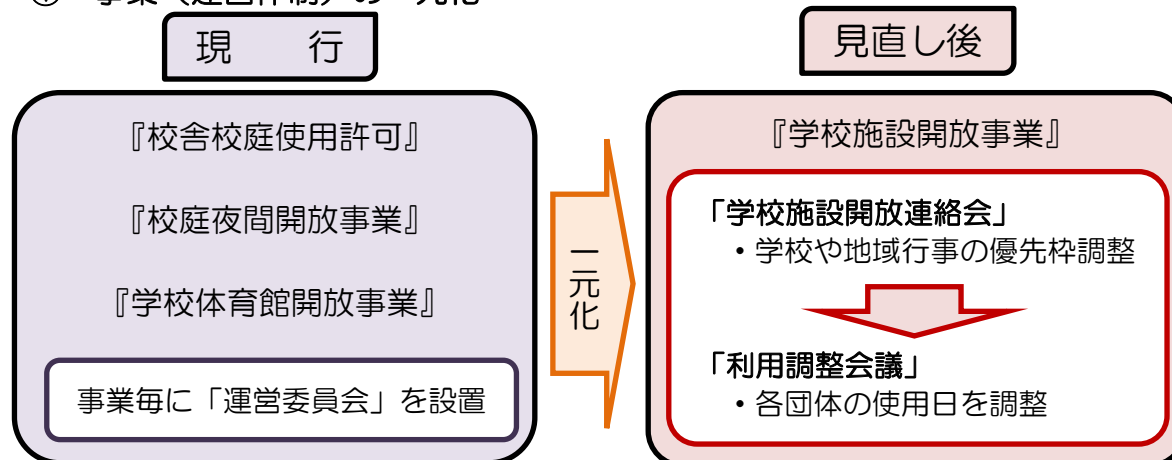
見直しの概要

料金制度の見直し（平成27年4月利用分～）

- ① 使用料条例の改正
2区分のみの料金区分 を 1時間単位の料金区分 に変更
- ② 減免基準の改正【参考資料】
地域団体（自治協議会等校区団体）を減免の対象として明確化

事業及び運営体制の見直し（平成28年4月利用分～）

- ① 事業（運営体制）の一元化



- ② 事務処理適正化

- ・学校毎に取り扱いが異なることがあった団体の審査・減免適用の判断を教育委員会で一括処理。

不適切な事務処理を〇(ゼロ)に

- ・教育委員会で使用料の納付確認後、使用許可。

使用料の滞納を〇(ゼロ)に

- ③ 校庭夜間開放指導員の廃止

- ・夜間照明の点灯・消灯、使用後の校庭整備などを、使用団体の自主管理に変更。
- ・校庭夜間開放指導員は、1年間の経過措置後、平成27年度末で廃止。

学校校舎校庭使用許可実施要綱の減免基準の改正について

現 行

「減免基準の改正」の概要

- 福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱
 - ・公民館サークルは、公民館共催事業に準じるものとして、減免しているが、明記はしていない。

別表

使用形態	使用目的事例
本市の執行機関の主催又は共催による使用	計量検査、保健所の集団検診、人事関係試験、消防操法訓練、各局事業説明会等
公民館の主催又は共催による使用	ソフトボール、軟式野球、サッカー等のスポーツ活動、運動会、夏祭り等のレクリエーション活動、文化活動等
青少年の健全育成を目的に、市立学校（幼稚園）の児童・生徒を一人以上含んで組織又は加入している団体（法人を除く）の使用	
青少年の健全育成を目的とする団体（法人を除く）が、市立学校（幼稚園）の児童・生徒を対象に、事業活動を行うための使用	
私立認可保育園及び私立認可幼稚園による使用	運動会、レクリエーション、音楽発表会等

見直し案（平成27年4月使用分～）

○福岡市立学校施設使用許可実施要綱（平成27年4月1日改正）

- ・曖昧な取り扱いとなっている地域団体（自治協議会、子ども会育成連合会等校区団体）を明記する。
- ・平成27年度末に廃止する体育館開放事業の登録団体で、減免基準に該当しない団体は、有料とする。

別表

使用形態	使用目的事例
本市の執行機関の主催又は共催による使用	計量検査，保健所の集団検診，人事関係試験，消防操法訓練，各局事業説明会等
公民館又は地域団体等の主催又は共催による使用	夏祭り，交通安全教室，運動会，校区スポーツ大会，文化祭等の市民を対象とした事業
青少年の健全育成を目的に，主として福岡市在住の中学生以下で構成された団体（法人を除く）の使用	青少年スポーツチーム等の活動
青少年の健全育成を目的とする団体（法人を除く）が，主として福岡市在住の中学生以下のものを対象に，事業活動を行うための使用	青少年育成団体等の活動
私立認可保育園及び私立認可幼稚園による使用	運動会，レクリエーション，音楽発表会等

※ 地域団体等とは，自治協議会（交通安全推進委員会，体育振興会，男女共同参画協議会，青少年育成連合会，ごみ減量・リサイクル推進会議，献血推進協力会，衛生連合会，自主防災組織等），子ども会育成連合会，老人クラブ，PTA，人権尊重推進協議会，社会福祉協議会等の校区を単位とした団体，及び子育てサークルやボランティアサークルなど現代的課題等に取り組む団体を指す。

学校給食費額の改定について

平成27年度学校給食費の改定内容

- | | | | |
|-----------|-----------|---------------|-----------------------------|
| (1) 給食費月額 | | | |
| 小学校 | 4,200円 | (1食単価243.15円) | ← 300円増額 — 改定前3,900円 |
| 中学校 | 5,000円 | (1食単価289.47円) | ← 400円増額 — 改定前4,600円 |
| (2) 時期 | 平成27年4月から | | |

1 学校給食費の設定方法

「実際に使用する食材料の価格動向を基準」として給食費を設定する。

2 学校給食費額の検討

(1) 標準献立による価格動向

平成24年度献立（標準献立）の実施価格と平成25年度の置換価格の比較

小学校 +9.27円/食（月額換算 +160.11円）

中学校 +17.83円/食（〃 +307.97円）

この価格差は、小学校・中学校ともに給食費の改定を検討すべき水準となっている。

(2) 実際に使用する食材料の価格動向

基本物資（パン・米飯・牛乳）価格が平成25年度、平成26年度ともに上昇し、また消費税改定の影響を含む食材料費価格の上昇がみられる。

(3) 給食の実施内容の状況

給食に使用する食材料の価格上昇に対し、現行の給食費の範囲内で運営するために、一部メニューの削減や使用食材の部位を変更する等の対応をしている状況である。

(4) 学校給食運営検討委員会

平成26年7月から9月にかけて、保護者代表、学識経験者、学校関係者及び給食実施担当者で構成する学校給食運営検討委員会を3回開催し、事務局案「小学校は月額200円、中学校は月額300円の増額」に対し、「小学校は月額300円以上、中学校は月額400円以上の改定が必要である」との意見がまとめられた。

(5) 直近の価格動向

学校給食運営検討委員会の意見をふまえ、平成26年度に入ってから価格動向を含めて検証するため、価格動向の比較対象期間を平成25年度2学期から平成26年度1学期として、物資価格の変動を確認した。その結果、さらに小学校で月額89.38円、中学校で月額85.55円の上昇がみられた。

3 平成27年度学校給食費額について

学校給食運営検討委員会における意見及び平成26年度1学期までの物資価格動向を勘案した結果、削減したメニューを復活するなど、学校給食の内容を回復し、より充実したものとするため、平成27年度の給食費額については「**小学校は月額300円増額(改定後月額4,200円)、中学校は月額400円増額(同5,000円)**」の改定とする。

4 周知方法

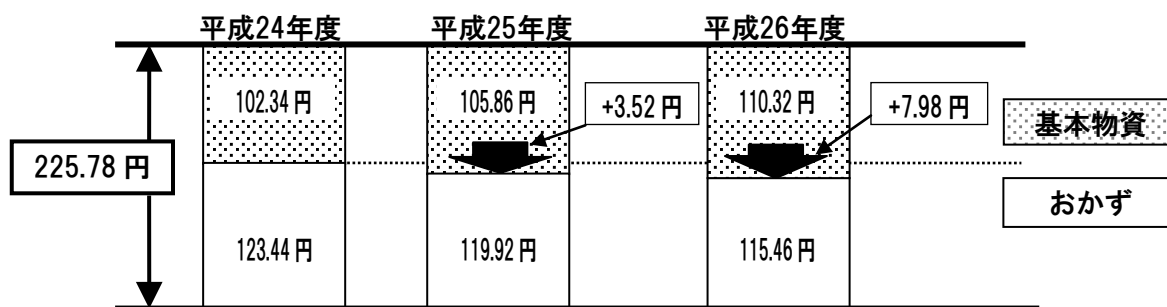
改定の内容、理由などについて、各保護者に「お知らせ文書」を配布するとともに、福岡市政だより及び福岡市ホームページに掲載することにより周知を図る。

5 今後のスケジュール

- 平成27年2月 「学校給食費の改定方針」を学校給食運営検討委員会へ報告
- 2～3月 歳入・歳出案の議会上程、学校給食費条例施行規則改正

■ 物資価格の動向

(1) 基本物資(パン・米飯・牛乳) 【小学校の例】



(2) 一般物資(おかず)

小学校で通年使用される野菜5品目(じゃがいも, にんじん, たまねぎ, キャベツ, きゅうり)及び肉類4品目(国産牛肉(かたスライス), (ももスライス), 国産豚肉(ももスライス), 国産鶏肉(もも角切り))の平成25年度平均物資価格は, 平成24年度と比較して野菜は1.12倍, 肉類は1.11倍となっている。

平成26年度1学期では, 野菜は1.03倍であるが, 肉類は1.24倍と高値にとどまっている。

⇒ 給食費額の範囲内で給食を運営するため, おかずの内容を変更して対応

■ 他政令市の状況 (平成26年度の各政令市1食単価比較)

【小学校】		1食単価	【中学校】		1食単価
1	新潟市	273.75円	1	新潟市	335.92円
2	千葉市	273.00円	2	名古屋市	329.60円
3	浜松市	261.00円	3	浜松市	314.00円
4	静岡市	256.00円	4	岡山市	305.00円
5	岡山市	255.00円	5	大阪市	300.00円
6	仙台市	245.00円	6	さいたま市	298.00円
6	相模原市	245.00円	7	静岡市	297.00円
8	さいたま市	244.00円	8	熊本市	295.00円
9	熊本市	243.00円	9	札幌市	290.45円
10	札幌市	241.51円	10	仙台市	290.00円
11	京都市	240.10円	10	千葉市	290.00円
12	神戸市	233.00円	10	京都市	290.00円
13	横浜市	231.58円	13	北九州市	288.00円
14	川崎市	230.00円	14	相模原市	280.00円
14	堺市	230.00円	15	福岡市	266.31円
16	名古屋市	227.17円	16	広島市	265.00円
17	北九州市	226.00円	川崎市は牛乳のみ実施。 横浜市, 堺市及び神戸市は中学校給食非実施。		
18	福岡市	225.78円			
19	広島市	220.00円			
20	大阪市	217.00円			

* 一部都市は基準給食費による金額。市内の地域により給食費が異なる場合は一例。

* 小学校で学年別に異なる給食費額を設定している札幌市, 千葉市, 川崎市, 大阪市及び堺市は小学4年生の給食費を使用している。

福岡市総合図書館新ビジョンの推進について

1 福岡市の図書館の運営体制（素案）について

(1) 趣旨

福岡市総合図書館新ビジョンの推進にあたり、課題のひとつである運営体制のあり方について、図書館の管理に民間の能力を活用し、公の施設の管理を指定管理者に行わせる「指定管理者制度」の一部導入を考えるもの。

(2) 指定管理者制度導入案

総合図書館については、施設の維持管理や利用案内、快適な空間づくり等に係る業務を対象に、東図書館については、窓口業務等を対象に、当初の指定管理者制度導入案をまとめるもの。

[市と指定管理者との主な業務区分の案]

○総合図書館

市の業務	指定管理者の業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、文書、映像資料の収集保存 ・ 図書、文書、映像資料の調査研究 ・ 図書、文書、映像資料を活用した事業 ・ 図書サービス業務（貸出返却、排架、整理、レファレンス等） ・ 読書普及事業 ・ 学校図書館に対する支援 ・ 総合図書館新ビジョンの推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物管理全般（設備保守・点検、警備、清掃等） ・ ホール等の利用許可、使用料徴収 ・ 利用案内、地域情報の提供発信 ・ やすらぎの場づくり ・ 交流の場づくり（自主企画事業等） ・ 施設空間の有効活用 等

○東図書館（分館）

市の業務	指定管理者の業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の収集保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書サービス業務（貸出返却、排架、整理、利用案内等） ・ 読書普及事業 等

(3) 導入予定時期

- ①総合図書館 平成 28 年 4 月から
- ②東図書館 平成 28 年度上期（香椎副都心公共施設へ移転開館時）から

(4) スケジュール案

平成 26 年度 条例改正の議案上程（3月議会）

〈条例改正後〉

平成 27 年度 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の公募

指定管理者指定議案上程（12月議会を予定）

平成 28 年度 指定管理者による管理開始

2 今後の運営体制検討案について

- 総合図書館の図書サービス業務については、現在その一部（貸出返却、排架、整理等）は民間委託しており、施設管理業務等の導入効果をみて、指定管理者業務への移行を今後検討していく。
- 他の分館への導入については、導入の成果や他政令市の動向も参考に、順次検討していく。
- 今後新たに分館を整備する場合は、開設時からの導入を検討していく。

旧大名小学校跡地について

1 旧大名小学校のこれまでの経緯及び今後の予定

◆経緯及び現況

時 期	経緯及び現況
平成 21 年 4 月	小中学校再編について、地域・保護者との協議を開始
平成 22 年 2 月	「舞鶴中学校区の小中学校再編に関する計画書」を策定
平成 22 年 5 月	「舞鶴中ブロック統合校開校準備委員会」を設置し、開校に向けた協議を開始
平成 26 年 3 月	大名小・簀子小・舞鶴小閉校
平成 26 年 4 月	新舞鶴小・中学校開校（施設一体型小中連携校）
平成 26 年 9 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡雙葉学園の仮校舎として使用（平成 28 年 3 月予定） ・舞鶴小・中学校の第 2 運動場として、校庭を継続利用

◆予定

時 期	予 定
平成 29 年 3 月	・平成 27 年度末に閉館する少年科学文化会館用地に第 2 運動場を暫定整備（旧大名小学校跡地における第 2 運動場の利用終了）
平成 29 年 4 月以降	旧大名小学校跡地における青年センター等の解体
平成 30 年度以降	旧大名小学校の跡地活用が可能

2 地域における旧大名小学校の位置付け

舞鶴中学校区の小中学校再編に関する計画書（H22. 2）

学校再編にあたり、旧大名小学校跡地の整備について大名校区と福岡市で定めた内容

大名小学校跡地については、地域の意見もふまえ、今後福岡市において跡地利用計画を策定する。なお、地域より要望のあった整備項目については、当該跡地利用計画の中で順次実施する。

- ・現在の運動場と同等面積の広場を整備し、校区行事の場所や災害時の避難場所として利用する。
- ・歴史ある大名小学校の面影を残すため、校舎の一部を保存し、災害時の避難場所や校区住民の交流の場としても利用できる多目的な空間を整備する。
- ・中央消防署大名出張所の配置換えにあわせ、大名公民館を移転改築する。

3 旧大名小学校跡地の検討

- ・地域においてこれまで学校施設が担ってきた地域活動や災害時の避難場所としての役割を踏まえ、跡地の活用を検討する必要がある。
- ・また、旧大名小学校跡地は、九州・西日本屈指の商業・業務地区として様々な都市機能や交通拠点が集積する天神地区に隣接し、本市の活力源である都心部の機能強化と魅力づくりを図る上で重要な役割を担う場所である。
- ・このため、住宅都市局を中心に連携を図りながら、平成30年度からの跡地活用を目指し、地域や全市的なまちづくりの観点を踏まえた「まちづくり構想」の検討に着手する。
- ・住宅都市局が平成27年1月以降に地域、学識経験者、行政関係者などで構成する検討委員会を設置し、構想を策定する。

<参考> 学校周辺図

